

給与所得者の皆さんへ

(所得税額及び住民税額について)

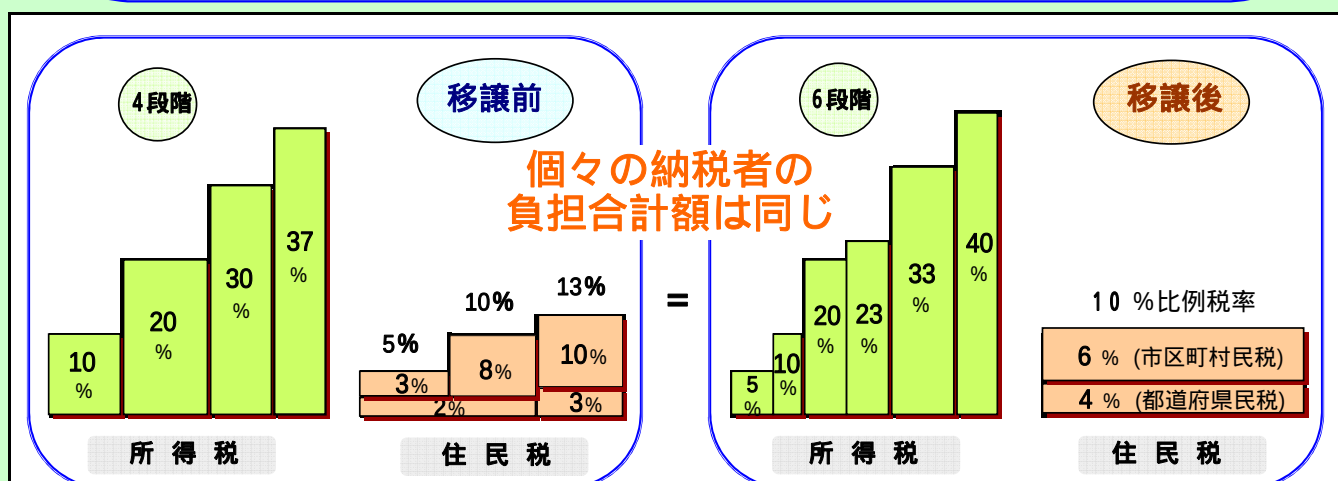
国 税 庁

地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられます(3兆円の税源移譲)。

この税源移譲によって、所得税と住民税とを合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません。

なお、税源移譲によって、ほとんどの方は、
**所得税が平成19年1月から減り、
住民税が平成19年6月から増える**
こととなりますので、ご承知おきください。

(注) 景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご留意ください。



● 夫婦 + 子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前 (単位:円)				税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	→	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	→	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	→	590,500	539,500	1,130,000	0円

夫婦 + 子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

【源泉徴収義務者の皆さんへお願い】

年末調整時及び源泉徴収票交付時にこのチラシを配付・回覧するなど、給与所得者の方への周知・広報をお願いします。

なお、上記内容の電子ファイルを国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) にも掲載していますので、電子掲示板や電子メールなどを用いて周知・広報する場合にご活用ください。